

第 8 0 回

# 愛知県消費生活審議会会議録

平成 2 8 年 7 月 8 日  
於 愛知県庁本庁舎 6 階正庁

愛知県県民生活部県民生活課

## 目 次

会議録（要旨） .....	1
次 第 .....	19
配付資料一覧 .....	20

## 1 開 会

○事務局（県民生活課長）

ただいまから平成28年度第1回愛知県消費生活審議会を開催いたします。

本県では「さわやかエコスタイルキャンペーン」中につき、軽装で失礼させていただきます。

それでは、開会に当たりまして、川島県民生活部長からごあいさつを申し上げます。

## 2 あいさつ

○川島県民生活部長

愛知県県民生活部長の川島でございます。

本日は、大変お忙しい中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

平成28年度第1回愛知県消費生活審議会の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、日頃から、本県消費者行政の推進に格別の御理解、御協力をいただいているところでございまして、この場をお借りしまして厚くお礼を申し上げます。

本日は、委員改選後、初めての審議会でございます。委員への御就任を快くお引き受けいただきましたことに対しまして、まずもってお礼を申し上げる次第でございます。

さて、これまで、この消費生活審議会からは、数多くの貴重な御提言をいただき、各種施策に反映してきたところでございます。

また、本県の消費者施策の推進の柱となる「あいち消費者安心プラン2019」の策定に当たっては、計画の基本的な考え方について、委員の皆様方に大変熱心に御審議をいただき、貴重な御意見を賜ったところでございます。

本日の審議会では、この計画の初年度となりました平成27年度の実施状況について、施策の取組の確認と評価を議事としております。

詳しい内容につきましては、後ほど事務局から説明させていただきますけれども、昨年度は、特に、「愛知県消費生活総合センター」を新たに設置いたしまして、地域における中核的相談機関として、県の相談機能の強化や市町村の相談窓口への支援に取り組んできたところでございます。市町村におきましても、消費生活センター設立の取組を進めていただいたところでございまして、この4月には、広域連携での設置を

含めまして、新たに16市町村に消費生活センターが設置されたところでございます。

また、昨年度の消費生活相談の状況を見ますと、相談件数は引き続き高水準にあるとともに、インターネットやスマートフォンに関連する相談や、高齢者からの相談が依然として多い状況がございます。

こうした中で、今年4月には、改正消費者安全法が施行されまして、国におきましては、国家資格としての消費生活相談員の試験制度の導入、あるいは消費生活センターにおける消費生活相談員の位置づけの明確化、あるいは高齢者など消費者被害に遭いやすい方を見守りネットワークの構築など、どこに住んでいても質の高い相談・救済が受けられる体制の整備に向けて一段と取り組んでいくこととされたところでございます。

本県といたしましても、改正された法の趣旨も踏まえ、消費者問題解決力の高い地域づくりを目指しまして、高齢者等を消費者被害から守る仕組みづくり、消費者市民社会の実現に向けた消費者教育の推進など、消費者行政を一層積極的に推進してまいりたいと考えておりますので、引き続きの御支援をよろしくお願いいたします。

最後になりますが、委員の皆様には、活発な御審議をお願いいたしまして、私のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

#### ○事務局（県民生活課長）

ありがとうございました。

申し遅れましたが、私、県民生活課長をしております柴田でございます。仮議長が選出されるまで議事進行を務めさせていただきます。

まず、本日の審議会の定足数につきましては、20名の委員の内15名に御出席をいただき、過半数の方の御出席ということで、会議の定足数を充足しておりますことを御報告いたします。

次に、今年度は、委員改選後、初めての審議会でございますので、委員の皆様方の御紹介をさせていただきたいと思っております。次第の次に名簿がございます。右の方から順にお名前をお呼びさせていただきたいと思っております。

#### （ 委員紹介 ）

次に、資料の確認をさせていただきます。事前に次第から資料7までをお送りさせ

ていただいております。ただし、資料6が差し替えということで机上に置かせていただいております。それ以外に、計画等の資料を置かせていただいております。事前にお送りさせていただきました資料をお持ちでない方は挙手をお願いします。よろしいでしょうか。

### 3 議 事

#### (1) 会長の選出について

○事務局（県民生活課長）

それでは、早速、議事の方に入らせていただきたいと思います。愛知県消費生活審議会規則第4条によりますと、審議会の議長は会長が行うこととなっておりますが、先ほど申し上げましたとおり、委員改選後初めての審議会ということで、まだ会長が決まっておりません。そこで従来、会長選出までを前回の審議会の会長に仮議長として議事進行を行っていただいております。今回も同じように、東委員にお願いすることとしてよろしいでしょうか。

（ 異議なしの声 ）

ありがとうございます。東委員は、仮議長席の方へお移りいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○仮議長（東委員）

ただいま、仮議長として御指名をいただきました東でございます。

それでは、早速、議事（1）の会長の選出を行いたいと思います。着席させていただきます。愛知県消費生活審議会規則第3条によりますと、会長は委員の互選により決定することとなっておりますが、いかが取り計らいましょうか。

○清水委員

全相協の清水です。前回会長であります東先生、数々の実績がございますので、是非、東先生にお願いしたいと思ひまして、推薦させていただきます。よろしく御審議のほどをお願いします。

○仮議長（東委員）

ただいま、清水委員の方から私にと、御意見をいただきましたが、ほかにいかがで

しょうか。

よろしいでしょうか。そうしましたら、私の方でという御推薦につきまして、いかがでしょうか。

(拍手)

それでは、大変せん越ではございますが、そのようにさせていただきたいと思います。

改めまして、委員の皆様のお承諾をいただきましたので、本審議会の会長に就任させていただきます。

以上をもちまして、仮議長としての私の役割は無事終了いたしました。まず、ここで、一旦、皆様のお協力にお礼申し上げたいと思います。ありがとうございました。

#### ○事務局（県民生活課長）

どうもありがとうございました。会長になられました東委員には、そのままの席でお願いいたします。名札をつけかえさせていただきます。

それではここで、東会長に就任のごあいさつをお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

#### ○東会長

それでは、改めまして、失礼させていただきます。ただいま、会長ということで選出されまして、責任の重さを感じているところでございます。皆様のお支援をいただきまして、何とか役目を果たしたいと思っておりますので、どうぞ御協力をよろしくお願いいたします。

特にこの審議会におきましては、一昨年6月に、愛知県の諮問、「次期愛知県消費者行政推進計画のあり方について」諮問を受け、審議をいたしまして、11月に答申を行ったところでございます。それを受けて昨年の3月に、配布資料にもあったと思いますが、「あいち消費者安心プラン2019」を策定されたところでございます。

冒頭のごあいさつにもありましたとおり、これにつきまして、この審議会を確認・評価をしていくということで、本日も、後ほど、お願いをするところでございます。是非、これを県の方には着実に推進するというところで、審議会の皆様にもお力添えをいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

地方の消費者行政の充実が求められているところでございますので、この審議会の

果たす役割もますます大きなものとなっていくと考えております。誠心誠意、職責を全うしたいと思っておりますので、どうぞ格別の御支援、御協力をお願いしたいと思っております。簡単ではございますが、ごあいさつとさせていただきます。

○事務局（県民生活課長）

どうもありがとうございました。

以後の進行につきましては、東会長にお願いをしたいと思っております。よろしく願いいたします。

## （２）会長代理の指名について

○議長（東会長）

それでは、次第に従いまして議事を進めてまいります。

次の議事としまして、会長代理の指名がございます。愛知県消費生活審議会規則第3条によりますと、会長代理は会長が指名することとなっておりますので、私の方から指名させていただきたいと思っております。

会長代理は、柳原委員にお願いしたいと思っておりますが、お願いできますでしょうか。

○柳原委員

承知しました。

○議長（東会長）

柳原委員、よろしく願いいたします。

## （３）消費者苦情処理委員会委員長及び委員会所属委員の指名について

○議長（東会長）

それでは、次の議事に入らせていただきます。

「県民の消費生活の安定及び向上に関する条例」第18条の規定によりますと、消費者苦情に係るあっせん又は調停を行うということがございます。そこで、消費者苦情処理委員会の委員長及び所属委員の指名でございます。

愛知県消費生活審議会規則第6条によりますと、消費者苦情処理委員会委員長及び所属委員につきましては、こちらも会長が指名することとなっております。

そこで、委員会の性格などを考慮いたしまして、委員長には荒尾委員を指名させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○荒尾委員

はい。

○議長（東会長）

次に委員につきましては、清水委員、安藤委員、粕田委員、柳原委員の4名を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局の方で、消費者苦情処理委員会の所属委員の名簿を後ほど配布させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。また、本日欠席をされました委員には、事務局の方から御連絡をお願いいたします。

○事務局（県民生活課長）

承知いたしました。

○議長（東会長）

なお、運営要領第5に基づく会議録の署名につきましては、野澤委員と夏目委員にお願いすることとさせていただきます。

野澤委員、夏目委員よろしくお願いいたします。

#### **(4) あいち消費者安心プラン2019の実施状況の確認・評価について**

○議長（東会長）

それでは、次の議事に進めてまいりたいと思っております。

あいち消費者安心プラン2019の実施状況の確認・評価について、でございます。平成27年度の実施状況につきまして、まず、事務局より御報告をいただきまして、その後に委員の皆様方から御意見、御質問などを頂戴したいと思っております。

なお、本プランは愛知県消費者教育推進計画を含む形となっておりますことを申し添えさせていただきます。

それでは、はじめに、事務局より御報告をお願いいたします。

○事務局（青木主幹）

（資料1～3に基づき説明）

○議長（東会長）

ありがとうございました。

ただいま、あいち消費者安心プラン2019の実施状況の確認・評価についてということで、資料1を中心に、資料2、資料3で最後に補足の説明をいただいたところでございます。110の施策で、目標が3つです。目標1が、消費者被害の救済・未然防止、それが29施策です。2つ目が主体性のある消費者の育成、44施策、これが、消費者教育推進計画という位置づけとなっております。そして、目標3、消費生活の安全・安心の確保、こちら37施策でございます。

資料1の1枚目にありますように、評価を、自己評価ということでもございましたけれども、A、B、C、評価せずということで、つけていただいております。Aに該当するのが、110のうちの96ということで、おおむね良好な推進状況であるとは思われるわけですが、個別にBとかCのところを中心に補足の説明をいただきました。いかがでしょうか。何かこれにつきまして、御質問や御意見がございましたらお願いしたいと思います。

○清水委員

資料1の2ページ、6番の「市町村の相談処理に係る支援」のところで質問と要望をさせていただきたいと思っております。残念ながら、愛知県は、全国に比べて消費生活センター設置率が低いということだったのですが、急速に、センター設置率が、5万人以上もそうですし、5万人未満の市町村もほぼゼロということで、達成される見込みとなったことは、本当に喜ばしいことだと思っております。

それで、次はいよいよ相談の質の向上というところが問題になってくると思うのですが、ここで、6番がA評価になっております。ホットラインの開設、巡回指導等、非常に充実していると思われまます。ただ、OJTの実施というところで、要望なのですが、今回31回実施されていますが、残念ながら市町の相談、今日は1件も入らなかったとか、そういうところに出向いて現場の指導がどれだけできるかというところが甚だ疑問です。私は名古屋市消費生活センターに勤めているのですが、本当に毎日電話が繋がらない状態で、一日、下手すれば90件くらいのとき

もありますが、平均すれば50から60、それで相談員が11名しかいないので応答率が悪いという消費生活センターもあれば、先ほど申し上げたように、1件もないというセンターもあります。消費生活相談の現場の件数というのは、本当に差があります。それで、本当なら集中化してということもありますが、今問題なのは、1件も入らないところでOJTをしても意味がなくて、このOJTの中身なのですが、例えば、県の総合センターに来て、相談の現場を見て、そこで新人の相談員を育てていただいているのでしょうか。もしそうであれば、これからも是非お願いしたいのですが、できたら、相談の多いところに新人を出張させていただいて、そこで真のOJTを実現していただきたいと思います。その点、要望と、もしかしたらやってみえるかもしれませんが、質問でよろしくをお願いします。

○議長（東会長）

ありがとうございます。ただいまの御質問に対しまして事務局で何か回答いただけますでしょうか。

○事務局（平松主幹）

お答えをさせていただきます。実際、市町の方からは巡回指導への要望が非常に多くなっております。ところが、委員さんがおっしゃったように、市町ではまだ今開設日数が少ないということもありまして、相談件数も非常に少ないものですから、県の相談員が巡回指導に行っても、極端な場合、1件、2件しか相談がなくて、あまり県の相談員から指導や助言がいただけなかったということも聞いております。OJTというのは、県の総合センター、あるいは今は西三河や尾張もございますけれど、県の相談窓口へ市町村の相談員に来ていただきまして、一日研修を受けていただく、実際の相談の現場を体験していただいて、どのような相談があつて、どのような回答をしたのかということをお学んでいただいております。私どもとしましては、県の相談窓口では相談がありますので、巡回指導も大事な機会なのですが、むしろOJTの方で、市町村の方には学んでいただきますように、これからも市町村へ周知を続けていただきたいと思っております。

○清水委員

ありがとうございます。

○議長（東会長）

よろしいでしょうか。是非、そのようにお願いしたいと思います。ほかに御意見、御質問などございますでしょうか。

○吉田委員

消費者協会から参りました吉田と申します。お願いいたします。

11ページ68、「地域における食育の推進」について、少し教えていただけたらと思います。食育ボランティアさんをたくさん養成されて活動されていて、実施予定が年間10万人で、その10万人を超えたということですが、このボランティアさんの平均年齢、大体で結構ですので、平均年齢を教えてくださいということと、その10万人受けた、10万人の対象者、どこで10万人達したかを、そんなに細かくなくていいので、おおまかに教えていただけたらと思います。

○議長（東会長）

今2点、御質問がございましたけれども、御回答いただけますでしょうか。

○事務局（県民生活課長）

すみません。こちらの施策は食育推進課が実施しておりますので、今の時点では把握していないものですから、追ってまた御報告させていただきたいと思っております。

○吉田委員

それでは、そのようにお願いいたします。

○議長（東会長）

確かに今の平均年齢であるとか、その食育を学んだ方の内訳とか、気になるところではございます。担当課室がいろいろなところになっておりますけど、できる限り、こちらで集約をしていただいて、いろいろな質問にも御対応いただけると有り難いと思っておりますが、これにつきましては、よろしくお願いいたします。ほかにいかがでしょうか。

## ○松島委員

松島と申します。平成27年度においては、施策のほとんどがA評価という進捗状況であり、着実に計画を推進されていることは、大変素晴らしいことだと感じました。ただいまの説明をお聞きし、また、送っていただきました資料を先に目を通させていただきまして、感じたことを3点ほどお伝えいたします。

まず、1点目ですけれど、現在、主体性のある消費者の育成ということで、消費者市民の育成、ESDの推進をされていらっしゃると思います。その情報発信のツールとして、消費者教育ポータルサイトですとか、あいち暮らしWEB、あいちクリオ通信は、コンテンツも充実しつつあり、消費者も有効活用している状況だと思います。このような情報発信とともに、日常生活の中で、より具体的な確認ができるツールがあると知識が知恵としてより生かされてくると思います。例えば、名古屋市では消費者市民チェックリストというチラシを作成しています。このようなチェックリストを、消費生活総合センターですとか、消費生活センターに設置する、ポータルサイトにアップする、また、町内会等の地域に配布するなどして、実際に生活圏に届けることは、消費者教育を生活に根付いたものにするためのひとつの方法として役立つものではないかと感じています。

2点目ですけれども、高齢者を消費者被害から守る取組ですけれども、愛知県では施策13において見守り活動に重点を入れていらっしゃいます。2025年には65歳以上の3人に1人が認知症患者とその予備軍と言われます。消費者基本計画工程表においても、高齢者、障害者等の権利擁護の推進として、成年後見制度法人後見支援事業を支援しております。専門家後見人、法人後見人は今後一層必要となってきます。見守り活動とともに成年後見制度も施策として取り上げ、社会全体で高齢者問題を解決していけるような仕組みづくりが愛知県にも必要だと思います。

そして最後、3点目は、施策72についてでございます。県の金融広報委員会と連携して講座を開催され、平成27年度は年54回と予定回数の方10回を大幅に超える達成率となっています。金融を取り巻く社会活動や制度は、現在、変革期にございます。講座内容についても、この社会情勢を反映したものとし、例えば連続講座にする、初級、中級、上級と受講者の理解度に合わせた講座を開催するなど、受講することによってトータル的な金融リテラシーが身につくように、コンテンツも一層充実したものになることを期待しております。以上でございます。

○議長（東会長）

ありがとうございました。御質問というより、御意見ということだと思いますが、1点目は、主体性のある消費者、消費者市民を育成するということで、消費者教育ポータルやあいち暮らしWEB、あいちクリオ通信などたくさんの教材があるけれども、もう少し具体的で市民が自分でチェックできるような、そういうものはいかがか。県にはそういったものはなかったですか。消費者市民チェックリストは。

○事務局（県民生活課長）

消費者の教育や啓発につきましては、当然重要なことと考えておりまして、県だけではなく、こういうことは市町村、身近で配っていただくということが重要でございます。ですから、名古屋市では、消費者市民社会を目指してだとか、チェックリストだとかいろいろな形でやっておりまして、実は、消費者行政活性化交付金を活用した活動は、センターを作るだけではなくて、こういう消費者への普及啓発活動にも使われておりまして、各市町村が工夫してやっております。県ですと、幅広い形になるものですから、ホームページの拡充をしたり、高齢者向けの悪質商法の啓発をしておりますけれど、名古屋市だとチェックリストだとか、ほかの市町村だとカレンダーを作ったりだとか、交付金を活用して、市町村が主体となって地域の中に入っていく。そういうことをお願いしながら推進しております。今日は主に県の計画だけの説明でございましたので、その辺が十分ではなかったと思いますが、そういった形を含めまして、消費者に対する啓発活動、教育を充実していきたいと考えております。

○議長（東会長）

後の方も、高齢者の見守りだけではなくて、成年後見の方も含めて伺いたいと思います。

○事務局（県民生活課長）

見守り活動につきましては、国の方も、見守りの協議会、これは主に市町村で高齢者の見守り体制を作るということでございますが、なかなか進んでいかない状況でございます。それで、まず、県の方で各種団体も含めて、こういう見守りの体制の連絡会を作りたいと考えております。その中で、社会福祉協議会や弁護士にも入

っていただいて、その中で、成年後見制度もやりたいと思っております。ただ、本当に、見守りというのは、認知症の方だとか、いろいろな方がおみえになります。そういったものは健康福祉部の方で見守り体制だとか体制を組んでおりますので、そちらとも連携し、我々は、消費者問題という形の上で、見守り体制の強化を図っていきたいと思っております。これは、今後の施策でございますので、御意見を含めて、積極的にやりたいと思っております。

3点目の消費者教育につきましても、これは、金融広報委員会の事務局を県が持っております、こづかい帳だとか、幼年レベルでも指定校をしたりしております。それから、成年の方でも、専門の方をアドバイザーにしておりますので、講師に来ていただいたりしております。国の金融広報委員会と連携を取って、いろいろな資料をいただいておりますので、積極的に御意見を取り入れながら進めていきたいと思っております。以上でございます。

#### ○議長（東会長）

ありがとうございました。2点目の成年後見の方、成年後見制度も含めて見守りだとか高齢者の被害防止を深めていくということは、他府県で最近増えていると思います。関西の司法書士会では、分かりやすい教材を作ったりとか。確かにこれからすごく必要だと思います。これから高齢者がますます増えていって、自立を支援するということはあるのだけれども、そうでないところにいかにうまく周りの人が関わっていくかというときに、今言った視点がとても大事なように思います。また、いろいろな形で御検討いただければと思います。ほか、いかがでしょうか。

#### ○大藪委員

2点あるのですけれども、1点目は、もともと県が講習会や研修会を開催すると予定して開催するものと、それから、例えば、食の安全の講習会のように、恐らく相手側との関係があって開催するものと、2つ種類があると思うのです。だから評価も、県がもともとやると言っているものはやれる、なのでA評価だと思うのですけれども、相手側があって開催できるかどうかというところがB評価で、それはもちろんB評価なのだけれども、その辺の評価は質が違うという感じがしまして、一緒くたに評価してもいいのではないかと思います。例えば、51番だと、45回実施したいと思っていたけれど、交渉で37回になったというのは、それはB評価

かもしれないけれども、その理由付けがはっきりしていたら、それはそれでいいのではという気がします。評価が一元的にABC評価でいいのかと思いました。

それと、先ほどの金融広報のところですが、10回の予定のところ54回と、ものすごく増えているけれど、今年度はまた10回となっているのは、昨年度すごく増える要因があつて、だけどそれは多分今年度は増えないだろうという予測で10回なのでしょうか。それは大丈夫かということにも関わってくるのですけれども、5倍以上に増えた要因は何かあるのでしょうか。

○事務局（平松主幹）

これは、やはり、学童保育だとか、あるいは地域の包括支援センター、老人クラブ、高齢者を見守るための医療福祉法人、そういったところに、かなり積極的に声をかけた結果、増えておりまして、今後もやはり、いろいろな連携ということが言われておりますので、いろいろな機会を捉えて、私どもも出前講座を受講していただけるよう営業活動をして、どんどん件数を増やしていきたいと思っております。よろしくをお願いします。

○大藪委員

最初のところはそれで。ABCの評価のところは。

○議長（東会長）

そうですね、ABCの評価は、そういう形しかなかかなか難しいでしょうか。

○事務局（県民生活課長）

自己評価でBだけでも、先生がおっしゃるように、それでよろしければ、それだけの努力でいいということで担当課に話をさせていただきますが、もっと頑張るという目標も立てております。中身を見てというとなかなか難しいものもございまして、相対的なところでBとしておりますけれども、あくまで参考として作らせていただいております。おっしゃるように、Bだけでも全然やっていないわけではないので、Aの評価をすると、御議論の中で評価をしていただければ有り難いと思っております。

○議長（東会長）

自己評価という所もなかなか見解もあると思いますが、しかし、それぞれのところで自覚的に何をどれくらいできたかということの評価していくということですので、今の御意見も踏まえつつ、また、他の関連する課室と連携しながら、こういった評価についても、より精緻化されるといいと思っております。よろしく願いいたします。ほか、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、今いろいろと御意見をいただいたところでございます。県としてこういったプランを立てて実施して、非常に順調にというか、精力的に進めていただいているということで、今後も引き続きこのようにお願いしたいと思っております。また、少し委員の意見などにも関わるのですが、県の役割と、むしろ市町村でここはやっていただいた方がいいというところも恐らくあるのだらうと思えます。むしろ方向性としては、市町村でやれることは市町村で、身近な地域でやれて、それを県としての役割で、全体を見渡したり、手薄なところはないかを見たり、そういった形になってくると思えます。そういった形で全体的によりより進行をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でこの安心プランに関する審議を終了させていただきたいと思えますが、よろしいでしょうか。では、御審議ありがとうございました。

おおむねは順調に実施されていると、お認めいただいたということにさせていただきたいと思えます。

## 4 報 告

### （1）平成28年度の消費者教育関連事業について

○議長（東会長）

では、続きまして、次第の4、報告に入らせていただきます。

まず、平成28年度の消費者教育関連事業についてでございます。当審議会は、愛知県消費者教育推進地域協議会として位置づけられております。そうしたことで、今年度の消費者教育に関連する事業につきまして、事務局から御報告を受けたいと思えます。それでは、お願いいたします。

○事務局（平松主幹）

（資料4に基づき報告）

○議長（東会長）

ありがとうございました。ただいま資料4に基づきまして平成28年度の消費者教育関連事業について御説明いただきました。表に3項目、裏に5項目、全部で8項目につきまして整理して説明をしていただいたところでございます。何かこちらにつきまして御質問や御意見などはございますか。

先ほども、安心プランの方で、こういった消費者教育の関連の御質問がたくさん出ていたように思いますけれども、今、まず、高齢者のことが一番大きな課題ではないかということがございます。そして、学校、今後、学習指導要領も変わっていきますので、そういったこと、例えば学校における消費者教育を強化していくということがございます。あとは、教材といたしますか、いろいろな情報提供のツールが出ております。紙ベースのもの、先ほども出ておりましたWEBのもの。メールマガジンを始めるということですね。これは、具体的には、例えば、消費者庁では見守り情報のようなものが出ておりますが、イメージとしてはそれに近いものなのではないでしょうか。

○事務局（平松主幹）

今、県では消費生活相談サポーター制度というものがあまして、サポーターの方に817人登録していただいております、この方たちが全てメールアドレスを持っているわけではございませんけれども、半分近くの方が持っていますので、こういった方たちにメールマガジンの登録を御案内しようと思っております。また、今年度設置します消費者安全確保地域協議会のメンバーの方にも幅広くメールマガジンの登録を呼びかけてまいりたいと思っております。提供回数としましては月に1回程度で、緊急なものがありましたら随時発信していくということで、「あいち暮らしっく」などは2か月に1回でございますので、そのすき間を埋めるために、できるだけアップデートな情報を提供していきたいと思っております。

○議長（東会長）

ありがとうございました。対象は全ての内容を含むわけですか。国のものは、子供の安全の情報と、高齢者の見守りと2種類出ていたりしていますが。

○事務局（平松主幹）

見守りも含めて、消費者の安全など全てを含む予定であります。

○清水委員

全相協の清水です。消費者教育推進フォーラム、東先生と大藪先生の講座ですが、私たち相談員もオールマイティにいよいよ学校教育との連携ということが求められていて、相談現場では、小学生としゃべったりだとか、高校生の相談というのがあるので、そういった実態をお伝えしながら先生たちとしゃべったりできたらと思っております。是非こういうものに参加したいと思っております。しかしながら、月曜日の開催となりますと、先ほども申し上げましたが、土日相談を愛知県では4人の体制でやっていただいていますので非常に充実してはいるのですが、週明けの相談は、電話がなりっぱなしで、なかなか休みが取れなくて、今回、本当に残念なのですが、参加ができないという残念な感想です。いつも相談員のことばかりしゃべって申し訳ないのですが、是非、中学校、高校の先生が多く参加していただけたらと、また第2弾、第3弾とやっていただいたときには、是非、私ども相談員も万障繰り合わせて参加させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（東会長）

この新しい試みを、私も実際にどのような発表があるのかとか、とても楽しみにしております。こういったことも、継続的に実施できるといいと思っております。

ほか、よろしいでしょうか。

○吉田委員

今の質問も含めてお答えいただきたいことがあります。今、消費生活相談員をされている方からいろいろな御意見が出ているわけですがけれども、私どもから申し上げますと、大変な失礼な申し上げ方かもしれないですけど、そこにお勤めいただいている方だと思っているので、もしそういう意見があるのであれば、事前に県とすり合わせて、日にちを決められるとか、あるいは、交替で行かれるとか、そういうことを御協議されたらいかがでしょうか。たくさん御要望がおありになると思いますが、私たちは相談員の方に全幅の信頼を置いて御相談させていただいておりますので、研修など、御

心配であれば、県の方ももっとさらに、相談員の皆さんの会に出向かれて、しっかりと意思疎通をされて、研修などを行っていただけたらというのがお願いでございますが、いかがでしょうか。

○事務局（平松主幹）

おっしゃるとおりでございます。日程調整も含めまして、今後ともいろいろな団体、対象が学校の先生だけでなく、消費者教育に関心が高い方をこのフォーラムにお招きしておりますので、そのような方の意見をきちんとすり合わせをしながら、日程調整を含めて、今後、進めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○吉田委員

ありがとうございます。ですので、1回1回会の目的というのがあると思っておりますので、今回は誰のためにどういう形で行うのかというのが明確になれば、それぞれの方に御理解いただけるのではないかと思います。

それから、もう一つすいません。1番の（4）のところで、これから見守りネットワークを構築されていくということで、大変必要なことだと思うのですが、私ども消費者協会もそうですが、やはり高齢化が進んでおりまして、見守る方と同年齢の方が見守りをするのではないかと思います。是非とも、そういった意味で、しっかりと、という言い方は失礼かもしれないですけど、十分な御説明と御理解を得て、このネットワークの構築をしていただくことと、それから、役職だけでなく、幅広い方に御参加いただけるように、若い人たちも、いろいろな事情があると思っておりますけれど、そういった年齢にも働きかけられるような、そういったネットワーク作りを今後、考えていただけないかというのが要望でございます。以上です。

○議長（東会長）

ただいまのは、御要望ということで、よろしくお願ひいたします。ありがとうございました。お時間が大分終了の時刻に迫ってまいりました。御報告ということですので、もし、また追加でお気づきのことがあれば、随時事務局の方にお届けいただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

では、最後に、報告の2番目でございます。平成27年度消費生活相談の概要につきまして、事務局より御報告をお願ひいたします。

○事務局（平松主幹）

（参考資料「あいちクリオ通信」により報告）

○議長（東会長）

ありがとうございました。ただいま、27年度の消費生活相談の概要ということで御報告をいただきました。皆さんも、比較的、御承知いただいている内容も多いかと思いますが、やはりインターネット関連、デジタルコンテンツ、訪問購入も多いということでした。また、これもお時間のあるときにゆっくり御覧いただきまして、現状につきまして御理解を深めていただければと思います。よろしく願いいたします。

では、もう間もなく終了の時間を迎えるところでございます。本日は長時間にわたり委員の皆様には御審議をいただきまして、誠にありがとうございました。それでは、事務局へお返しいたします。

## 5 閉 会

○事務局（柴田県民生活課長）

本日は長時間にわたり御審議いただきまして、ありがとうございました。

ここで、先ほど申し上げました苦情処理委員会の名簿を配布させていただきたいと思っております。

それでは、これをもちまして、愛知県消費生活審議会を終了させていただきます。本日は、誠にありがとうございました。

## 平成28年度第1回 愛知県消費生活審議会次第

日 時 平成28年7月8日（金）

午前10時から午前11時30分まで

場 所 愛知県庁本庁舎 6階 正庁

### 1 開 会

### 2 あいさつ

### 3 議 事

- (1) 会長の選出について
- (2) 会長代理の指名について
- (3) 消費者苦情処理委員会委員長及び委員会所属委員の指名について
- (4) あいち消費者安心プラン2019の実施状況の確認・評価について

### 4 報 告

- (1) 平成28年度の消費者教育関連事業について
- (2) 平成27年度の消費生活相談の概要

### 5 閉 会

## 平成28年度第1回愛知県消費生活審議会配付資料一覧

- ・ 次第
- ・ 委員名簿
- ・ 配席図

- 【資料1】 あいち消費者安心プラン 2019 平成27年度施策実施状況
- 【資料2】 あいち消費者安心プラン 2019 数値目標等 《平成27年度実績》
- 【資料3】 「地方消費者行政強化作戦」及び本県の対応状況
- 【資料4】 平成28年度の消費者教育関連事業について
- 【資料5】 県民の消費生活の安定及び向上に関する条例
- 【資料6】 愛知県消費生活審議会規則
- 【資料7】 愛知県消費者教育推進地域協議会設置要綱

### 【参考資料】

- ・ あいち消費者安心プラン 2019 冊子
- ・ 愛知県消費生活総合センター&消費生活相談室 案内リーフレット
- ・ 平成28年度消費者教育推進フォーラム
- ・ あいちクリオ通信 平成28年6月号
- ・ あいち暮らしっく No.115 ～若者向け特集号～（平成27年12月発行）
- ・ あいち暮らしっく No.116（平成28年2月発行）
- ・ あいち暮らしっく No.117（平成28年5月発行）
- ・ 夏の交通安全県民運動
- ・ あいちトリエンナーレ 2016
- ・ 第31回国民文化祭・あいち 2016
- ・ 第16回全国障害者芸術・文化祭あいち大会